

島根県報

第一、四九五号

平成十五年八月十二日

(火曜日)

告示 目次

- 町の区域の変更 (市町村課) 一
- 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者 (高齢者福祉課) 一
- の指定 (経営支援課) 一
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗 (水産課) 二
- に係る事項の変更の届出 (漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅) 二

告示 一示

島根県告示第六百七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、出雲市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月十二日

出雲市西新町(にしんまち)二丁目を編入する区域
島根県知事 澄田信義

芦渡町	町	字	地番
			一四五五の一四から一四五五の一七まで、一四五七の一

(ただし、右地番は、平成十五年四月二十五日現在のものである。)

島根県告示第六百七十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月十二日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ぶく	福祉用具貸与	有限会社 ぶく	邑智郡石見町大字矢上六〇一一番地一	平成十五年八月一日
株式会社 原商	福祉用具貸与	株式会社 原商	八束郡六道町大字白石八一番地一〇	平成十五年八月二日
有限会社 吉永家具センター	福祉用具貸与	有限会社 吉永家具センター 福祉事業所	大田市川合町吉永一一五四	平成十五年八月一日

島根県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年八月十二日

毎週火・金曜日発行

一 届出の概要

島根県知事 澄田信義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンテラス株式会社 島根県隠岐郡西郷町大字城北町三七六

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

サンテラス株式会社 代表取締役社長 金田吉弘 島根県隠岐郡西郷町大字城北町三七六

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後七時 (変更後) 午後八時

4 変更の年月日

平成十五年八月一日

二 届出年月日 平成十五年七月二十五日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 西郷町ふるさと振興課(西郷町大字城北町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百七十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十一年島根県告示第六百二十一号による保険に付すべき義務は、平成十五年八月十二日限り消滅したため、同条第二項及び同法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十六条の三の規定により告示する。

平成十五年八月十二日

大社町加入区

島根県知事 澄田信義

平成十五年八月十二日印刷
平成十五年八月十二日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)